

令和3年6月16日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

医療従事者等向けに配分されたワクチンの有効活用について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

こちらは鎌倉市医師会 HP へもアップロードしていますのでご確認ください。

【こちらの件の問い合わせ先】 鎌倉市医師会コロナウイルスワクチン予防接種担当 広崎 繁雄

TEL : 0467-22-1245 Mobile : 090-8476-1245 Mail to : kcma.yoboseshu@kcma.jp

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菴 敏

医療従事者等向けに配分されたワクチンの有効活用について

新型コロナワクチンについては、令和3年4月7日（健Ⅱ21F）「ワクチンの使用用途制限の緩和等について」をもって、4月19日の週までに配送されたワクチンについては、本来用途とは異なる接種対象者への用途として接種を行った分については、後日郵送される融通先用途向けのワクチンを本来用途の接種対象者に使用できることを確認の上で、それぞれの優先接種が確実に行われるようにする旨、お知らせいたしました。

今般、厚生労働省より、医療従事者等向け接種に用いる新型コロナワクチンについては、5月10日配送をもって医療従事者等の数を上回る量の出荷を終えたところであるが、未使用のワクチンが残っている一方で、冷蔵庫や冷凍庫の不適切な取扱い等により未使用ワクチンが使用不可となる事案が生じていること等を踏まえ、残存ワクチンの有効活用を図るべく、各都道府県等衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がありましたので、ご連絡申し上げます。概要は下記の通りです。

記

■ ワクチンの用途制限の更なる緩和について

4月19日以前に医療従事者等向けとして配送されたワクチンを高齢者向けとして融通を受けた医療機関は、融通元の医療機関の求めがない限り、融通元の医療機関へ再融通しなくてもよいこととする。医療従事者等への接種が具体的に予定されていないワクチンは、他施設への融通を含め、高齢者向けの接種に使用すること。

■ 冷凍及び冷蔵による適切な保管について

冷凍庫や遺贈子不適切な取扱い等により未使用ワクチンが使用不可となる事案が発生していること等を踏まえ、改めて以下の点に留意すること。

定期的に庫内の温度を確認すること

定期的に冷凍庫のコンセントが接続されていることを確認すること

定期的に冷凍庫の扉が開いていないか確認すること

必要に応じて蓄冷剤を併用することで庫内温度を保つこと